

川越市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年7月19日 午後2時
- 3 閉 会 令和4年7月19日 午後3時40分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、中央図書館長富田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩、文化財保護課副課長天ヶ嶋 岳、都市計画部副部長兼都市景観課長福釜周二

8 前回会議録の承認

令和3年度第12回定例会会議録を承認した。

なお、令和3年度第13回定例会会議録、第14回定例会会議録、令和4年度第1回定例会会議録、第2回定例会会議録及び第3回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第17号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2議案第18号 令和五年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

教科用図書の採択については、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定は、学校に準用することになっている。市立高等学校通則第9条は、「教科用図書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、委員会が採択したものを使用しなければならない。」とある。なお、学校教育法附則第9条では、特別支援学級においては、第34条第1項に規定する教科書以外の教科用図書を使用す

ることができることになっている。これらにより、市立特別支援学校長から、令和5年度新1年生16名分の教科用図書について選定した結果が報告されたところである。

選定一覧にある図書は、市立特別支援学校の学校教科書調査研究委員会による研究を経て校長が選定した教科用図書である。市立特別支援学校は、「ひとりだちする生徒」を学校の教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限の自己実現を図ることを目指して、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として、3冊を選定している。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

委員

この選定した3冊は、前年度の教科用図書から変更するものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

一覧の国語、算数・数学については、前年度と変更している。また、自立活動については、前年度と同様のものである。

委員

変更の理由について伺いたい。

参事兼教育センター所長

特別支援学校高等部の学習指導要領においても、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、基礎的、基本的な知識、技能の習得、思考、判断、表現力の育成、学びに向かう力、人間性等のかん養について示しているが、教科学習で得られる力も社会的自立を目指す上で必要なものであると、本校では捉えている。

特にこの読む、書く、計算することは、自立した生活をする、生活を送る上で大切なものであると捉え、国語と算数・数学については選定している。どちらの教科用図書も社会生活を自立して生活をしていく上で必要な事柄について触れながら学ぶことができる内容となっている。本校が目指す「ひとりだちする生徒」にも十分資する内容となっているものである。

また、本校では、国語と算数・数学については習熟度別の学習を行っているが、これが定着してきている。さらには、これまでは教職員が独自で教材を作り、指導していたが、オリジナルな指導であるため、系統性を持たせることに難しさを感じるところがあり、共通の資料、つまりこの教科用図書を活用することにより、共通の視点で指導を行えることも、変更理由の一つである。選定している教科用図書については、在学中の3年間において使用していくことになるが、本校の生徒の特性からも繰り返し、振り返りながら定着を図っていくことができるということで選定しているものである。

委員

県立特別支援学校とは異なる教科用図書を使用することになるのか。また、川越

市立の特別支援学校であり、その生徒の特性に合わせて、社会に出て自立していくことが一番求められていると考えているが、その自立のために一番適した教科用図書であり、教える側にとっては負担軽減にもつながると、そういう2つの理由でこの教科用図書を選定したということか伺いたい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。県立特別支援学校の教科書であるが、県立学校にもさまざまな障害に合わせた学校があり、同じものを使用している学校もあればそれぞれの学校の特性、子どもたちの特性に応じたものを選定している学校もある。

委員

自立活動に使用する教科書は、定価がついているものであるが、個人購入になるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

個人購入である。

委員

国語、算数・数学の教科書は、無償給付か伺いたい。

参事兼教育センター所長

義務教育ではないため、定価での購入になるが、ほとんどの家庭が就学奨励費を利用しての購入となっている。

委員

保護者負担ということであり、保護者には厳しいと考える。

次に、算数・数学の教科書の採択率を把握しているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

採択率については、把握していない。

委員

県内において、どの程度使用されているのか、評価はどうかなど、把握できているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

この選定図書については、文部科学省が検定や著作している図書ではなく、特別支援学校は、それによらない図書を使用することができるとなっている一般図書である。一般図書については、毎年、一般図書契約予定一覧があり、多くの図書が掲載されているが、一つ一つについて第三者が評価しているものではないため、一般的な評価については把握できない。また、県内においても同じものを使用していることは確認できているが、どの程度使用されているかについても把握できない。

委員

例えば、算数・数学は他に何者ぐらい販売しているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

複数の会社で同じような図書を販売している。

委員

それぞれを検討した結果、最良だった図書を選定したということか伺いたい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。複数の図書を比較検討した結果である。6月に開催された教科用図書の展示会に、市立特別支援学校の教職員が出向いて図書を確認している。確認した結果の情報を持ち合い、校内の研究委員会で研究し選定している。

委員

この調査研究委員会においても、県の採択基準に基づいて、選定をしていると理解しているが、採択基準はあるということ間違いはないか伺いたい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。採択基準に基づいて、県立特別支援学校でも、市立特別支援学校でも選考している。採択基準に則って、それぞれの学校で選定における基本方針を立て、その方針に沿って研究調査を進めていくことになっている。

委員

市立特別支援学校の選定の基本方針が、あるということによりか確認したい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。本校の方針では、3つ基本方針を立てている。1つ目が、学習指導要領の趣旨を踏まえて、本校の教育目標、「ひとりだちする生徒」を目指し、生徒の実態に合ったものを選定すること、2つ目が、使用する生徒が興味を持てるような質と量であること、3つ目が、3年間の使用及び生徒それぞれが使用することで効果が期待できること、の3点を基本方針としている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第19号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第20号 職員の懲戒処分について

(非公開)

10 協議事項

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

(非公開)

11 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第17号、議案第19号及び議案第20号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報であり、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第20号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務部副部長

兼教育総務課長)のみで審議することに決定した。

- (2) 議案第17号の関係者として、都市計画部副部長兼都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員、佐久間委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和4年8月9日(火)午後1時開催に決定した。